

議案第74号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」が施行されることに伴い、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正が行われることから、本市条例も同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等が創設されたことに伴い、同法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたこと、また、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）及び学校教育法において園児に対する虐待の定義が追加されたことから、条例第25条について所要の改正を行う。

項目	改正前	改正後
第25条 虐待等の禁止	・・・認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為・・・	・・・認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（ <u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u> ）に掲げる行為・・・

3. 施行日 令和7年10月1日

議案第74号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

4. 参考条文

- ・ 児童福祉法第33条の10第1項各号
 - (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
 - (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
 - (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・ 認定こども園法第27条の2第1項各号
 - (1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
 - (3) 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
 - (4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和7年9月定例会

議案の 件名	議案第74号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの。		他市（近隣市）においても、同様の改正が実施される予定。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が施行され ることに伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われる ことから、本市条例も同様の改正を行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法等の一部を改正する法律 令和7年10月1日一部施行 ・国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営に関する基準の一部改正 令和7年10月1日施行 		まちづくりの目標	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち	
			政策分野または経営方針	分野・方針	2. 幼児教育・保育
		施策	施 策	1. 幼児教育・保育施策の推進	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
有 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度			
		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		令和7年10月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		健やか部	こども園課	有 無 新旧対照表等	

